

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第83号

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

京都市職員の標準的な職を定める規則の一部を次のように改正する。

本則の表1の項中「元離宮二条城事務所長」の右に「，京の食文化・流通戦略監」を加え，「，農林振興室長」を削り，同表2の項中「(農林振興室長を除く。)」を削る。

附 則

この規則は，平成30年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)